

(参考)

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく 土地の形質の変更の届出について

平成22年5月1日以降に3,000㎡（令和元年5月1日以降に着手する有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地等については900㎡）以上の土地の形質の変更を行う場合は、土壤汚染の有無にかかわらず、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに土地を所管する保健所（松山市内は松山市）への届出を行わなければなりません。

（土壤汚染対策法第4条第1項）

○土地の形質の変更の届出に関する留意事項

- ・「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が3,000㎡（又は900㎡）以上あれば、届出が義務付けられます。
- ・同一の事業計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000㎡（又は900㎡）以上となる場合は、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて届出の対象となります。

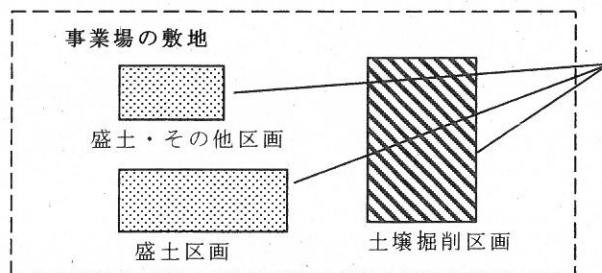
（平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号
環境省水・大気環境局長通知）

【概念図】

土地の形質の変更：土地の形状を変更する行為全般であり、「掘削」と「盛土・その他」に分ける。
「その他」とは、土壤の移動を伴わない土地の形質の変更のこと。

【例】アスファルトの敷設や更新

面積の算定：一連の事業計画における掘削部分と盛土・その他部分の面積を合計



一体とみなされる土地の形質の変更について、掘削部分と盛土・その他部分の面積の合計が3,000㎡（又は900㎡）以上となる場合、届出対象となります。

※届出の対象とならない土地の形質の変更

- 1 盛土・その他のみ行う場合
一部でも掘削を伴う場合は、盛土・その他区画を含めた面積が3,000㎡（又は900㎡）以上となれば、届出の対象となります。
- 2 次のすべてに該当する場合
 - ① 形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壤の搬出を行わない。
 - ② 形質の変更に伴い土壤の飛散又は流出が生じない。
 - ③ 形質の変更部分の深さ（掘削深度）が最大50cm未満である。